

東岩槻保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名	称	社会福祉法人 弘颯会
所	在 地	さいたま市岩槻区東岩槻 2-2-20
電 話	番 号	048 - 794 - 7766
代 表 者	氏 名	理事長 岡田 弘俊

2 施設の目的及び運営の方針

施設の目的

本園は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける幼児又はその他の児童を保育し、心身ともに健やかに育成することを目的とする。

運営方針

本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

3 提供する保育の内容

名	称	東岩槻保育園
所	在 地	さいたま市岩槻区東岩槻 2-4-6
電 話	番 号	048 - 794 - 7452
認 可 年 月 日		昭和53年4月1日
施 設 長		岡田 裕司
職 員 数		15人
取扱う保育事業の種類		月極保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

園長（1人）

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

主任保育士（1人）

利用乳幼児の保護者に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

保育士（12人）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡を行う。

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所	時 間	開所日月曜日から土曜日まで
	長 時 間 (標準時間)	7:30から18:30まで 土曜日7:30から17:00まで 延長保育は18:30から19:30まで
	短 時 間	8:30から16:30まで 土曜日8:30から16:30まで 延長保育は7:30から8:30、 16:30から19:30まで
休 園 日	長 時 間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短 時 間	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理由・金額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延 長 保 育 料	1時間300円・月額（1時間ごと）3,000円
実 費 徴 収	2号認定の子ども（幼児）にかかわる
給 食 費	月額8,000円（主食代3,200円+副食費4,800円）
実 費 徴 収	雑費袋、諸費袋、バインダー、連絡帳、帽子 絵本、各実費程度
上 乗 せ 徴 収	なし

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	8人	10人	10人	12人	10人	10人	60人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

- 1、 欠席連絡は、8：30までに連絡を入れて下さい。
- 2、 9：00までに登園をする。送迎が遅れる場合は連絡を入れて下さい。給食時間前に登園できない場合は家庭で昼食を食べてから登園して下さい
- 3、 送迎者の変更がある場合は、連絡を入れて下さい。
- 4、 保護者参加の行事には、特別な理由のない限り参加して下さい。
- 5、 落とし物、紛失物などは早めに園に問い合わせして下さい。
- 6、 勤務先、その他変更があった場合は速やかに申し出て下さい。変更届が必要となります。
- 7、 退園される場合や、転園される場合も提出書類が必要となりますので、速やかに申し出て下さい。
- 8、 投薬については、薬1回分に記名し、与薬依頼書と一緒に職員に手渡しして下さい。
- 9、 年2回、4月、10月に嘱託医による健康診断を実施します。

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	岩槻区消防本部 令和元年6月6日届出 防火管理者 鷹取 亜希
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練月1回実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・誘導灯・その他、カーテン、敷物、の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・さいたま市立上里小学校

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 園長及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、虐待に関する研修に職員を派遣し受講させています。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
1、年間行事計画	4月：入園式 進級式 5月：子どもの日会 災害時園児引き渡し訓練 6月：歯科検診 プール開き 7月：七夕会 8月： 9月： 10月：運動会 11月：七五三参り 勤労感謝の会 12月：お楽しみ会 クリスマス会 餅つき 1月：鏡開き 2月：豆まき会 年長お別れ遠足 3月：ひな祭り会 徒歩遠足 お別れ会 卒園式 *その他、毎月 誕生会、避難訓練を実施しています。 *4月、10月に健康診断を実施しています。

2、子どもの生活

時 間	うさぎ組 (0、1歳児)	ねこ組 (2歳児)	いぬ、くま組 (3歳児以上 児)
7:30	合同保育 順次登園(9:00までに)		
9:00	朝の会 おやつ	朝の会 おやつ	朝の会 おやつ
10:00	クラス別保育	クラス別保育	クラス別保育
11:00	給食	給食	給食
13:00	午 睡	午 睡	午後の活動
13:30			午 睡
15:00	目覚め	目覚め	目覚め
15:30	おやつ	おやつ	おやつ
16:00	帰り支度	帰り支度	帰り支度
16:30	合同保育 順次降園		
18:30以降は延長保育			

3、食事の提供

- *0歳児～2歳児までは完全給食です。
- *3歳児～5歳児は主食、副食とおやつは保育園で提供します。

4、健康診断

- *嘱託医による健康診断を4月と10月に実施します。
- 歯科検診は6月に実施します。

5、自己評価の内容

- *発達援助 健康管理・食事 保育環境 保育内容 育児支援地域住民や関係機関との連携実習・ボランティア 基本方針 組織運営 守秘義務の遵守 情報提供・保護者の意見の反映 安全・衛生管理 自己の保育が園全体にどのような影響を与えたか 園全体の保育を振り返り、自己評価を毎年行う。

6、職員研修

- *職員の育成、知識や技術の習得のため、園内外の研修に参加します。外部研修に派遣された職員は、研修報告や演習を行う。

7、苦情・相談

- *窓口 主任保育士 鷹取 亜希
- *苦情解決責任者 園長 岡田 裕司
- *第三者委員 斎藤 千松 横田 廣司

8、個人情報の取り扱い

- *職員は採用時に本規定及びその他の個人情報管理に関する規則を順守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に退職時においても、在職中に知り得た個人情報を漏えいしない旨の誓約書を提出しなければいけない。

9、災害等による臨時休園

- 台風や大雨による冠水の恐れがある場合や、震災で園舎及び周辺への被害が著しい場合など、自然災害による周辺地域に被害が想定される場合には臨時休園となる事があります。

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人弘颯会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言致します。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては利用者の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護のとりくみを全役職員等に周知徹底させるために個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価、見直しを行い継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について以下の窓口でお受け致します。

主任保育士： 鷹取 亜希

苦情・相談受付について 目的

利用者及び、利用者の家族等より、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情、相談等あった場合に、速やかに受け付け、できる限りの対応を行い、過ごしやすい環境において生活をして頂くことを目的とします。

各担当

- | | |
|---------------|------------------------|
| • 苦情、相談受け付け窓口 | 担当 鷹取 亜希（主任保育士） |
| 受付時間 | 10時～16時（日曜、祝祭日除く） |
| 電 話 | 048-794-7452 |
| • 苦情解決責任者 | 岡田 裕司（園長） |
| • 第三者委員会 | 齊藤 千松（特別養護老人ホーム元入居者家族） |
| | 048-754-0449 |
| | 横田 廣司（東岩槻地区民生委員） |
| | 048-794-2284 |

苦情、相談受け付け解決ルートについて

- ①苦情、相談等受け付け
↓
- ②苦情、相談解決委員会にて検討
↓
- ③利用者及び、利用者のご家族等に対し回答を行い、速やかに対応を行う。